

聖籠町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及び聖籠町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月13日

聖籠町長 渡 邊 廣 吉

聖籠町条例第7号

聖籠町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及び聖籠町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
(聖籠町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正)

第1条 聖籠町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例(昭和46年聖籠町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(3) 教育長

別表を次のように改める。

職名	区分	給料額
町長	月額	809,000円
副町長	月額	648,000円
教育長	月額	533,000円

(聖籠町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 聖籠町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年聖籠町条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。

議会の議長	月額	306,000円
副議長	月額	249,000円
常任委員長	月額	227,000円
議会運営委員長	月額	227,000円
議員	月額	225,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。  
(聖籠町教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止)
- 2 聖籠町教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和46年聖籠町条例第10号)は、廃止する。